

○大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例
(平成4年12月24日条例第26号)

(減量化等計画書)

第18条 市長は、延べ床面積が3,000平方メートル以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)に対して、事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を提出させることができる。

(改善勧告等)

第19条 市長は、前条に規定する減量化等計画書に記載された方策又はその実施について必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入拒否)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第18条に規定する減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

○大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則
(平成5年3月26日規則第18号)

(減量化等計画書)

第6条 条例第18条に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化、資源化等の計画

(改善勧告及び受入拒否)

第7条 条例第19条の規定による勧告は、減量化等勧告書により行うものとする。

2 条例第20条の規定により受入れを拒否する場合は、受入拒否通知書により行うものとする。